

令和2年7月豪雨における住宅の応急修理実施要領

災害救助法（以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行なうこととされているが、この実施要領は、令和2年7月豪雨における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、熊本県内の26市町村（別紙1参照）である。

1 対象者

（1）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

① 当該災害により大規模半壊、半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊又は半壊（半焼）若しくはこれに準ずる程度の損傷として一部損壊のうち損害割合が10%以上20%未満の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

② 応急修理を行なうことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

③ 応急仮設住宅を利用しないこと。

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅等）を利用することは、応急修理の目的を達成できないことからこれを認めない。

（2）資力等の要件

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（様式第2号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。（工事例及び基本的考え方は別紙2参照）

3 基準額等

(1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。

- ① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内
- ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内

(2) 同一住家（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

4 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者の斡旋と併せて応急修理制度の概要を説明する。

以後の手続きは図1（別紙3参照）のとおり。

5 関係様式

- ・ 災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- ・ 資力に関する申出書（様式第2号）
- ・ 修理見積書（様式第3号）
- ・ 応急修理依頼書（様式第4号）
- ・ 応急修理実施連絡書（様式第5号）
- ・ 請書（様式第6号）
- ・ 工事完了報告書（様式第7号）

（附則）

この要領は、令和2年（2020年）7月4日から施行する。

災害救助法適用市町村一覧

熊本県

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町

(以上令和 2 年 7 月 4 日適用)

荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉東町、南関町、長洲町、和水町、南小国町、小国町

(以上令和 2 年 7 月 6 日適用)

住宅の応急修理にかかる工事例

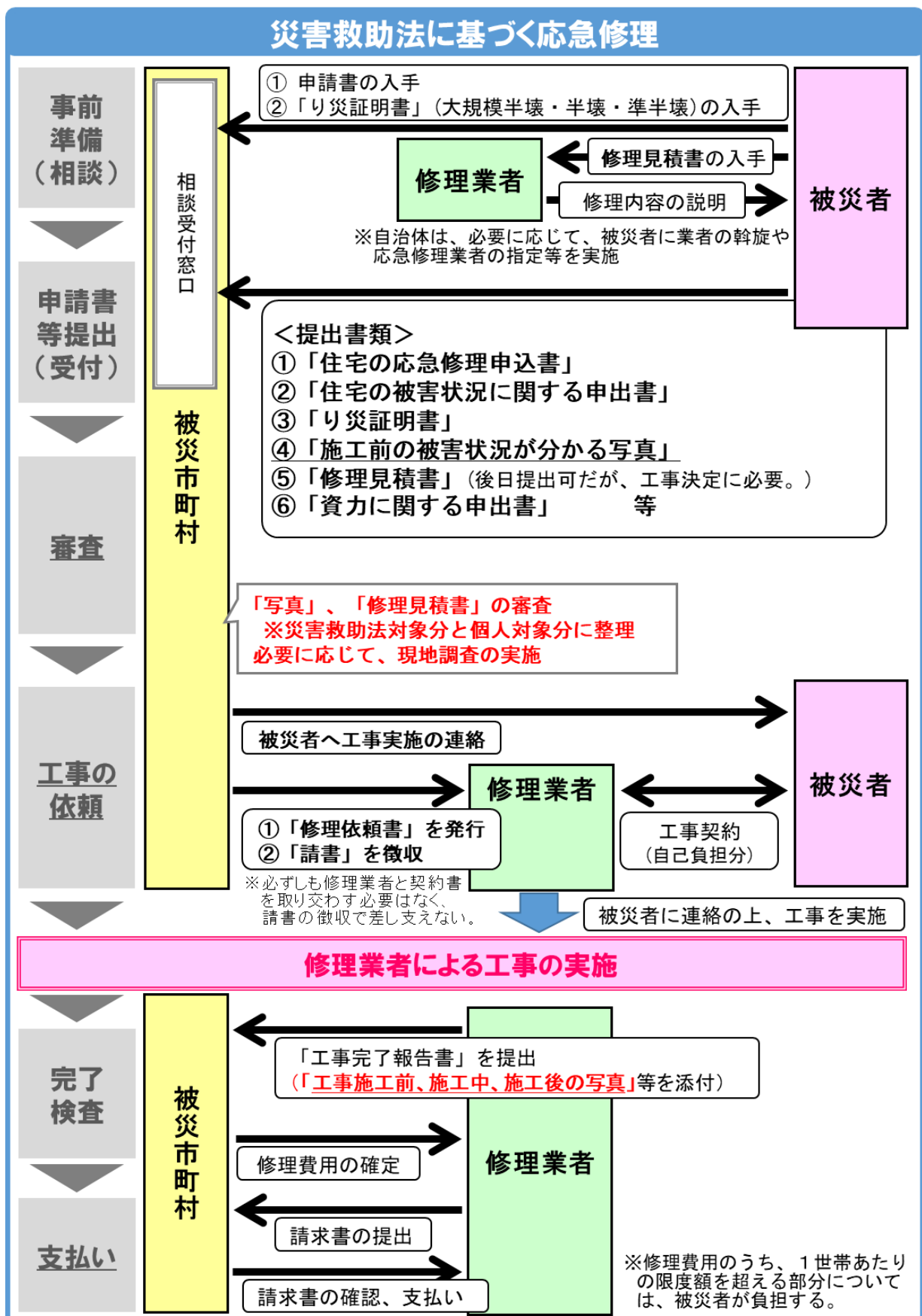
1 典型的な応急修理の工事例

- (1) 壊れた屋根の補修（瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。）
- (2) 傾いた柱の家起こし（筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。）
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 壊れた床の補修（床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。）
- (5) 壊れた外壁の補修（土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする）
- (6) 壊れた基礎の補修（無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。）
- (7) 壊れた戸、窓の補修（破損したガラス、カギの取替を含む）
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9) 上下水道配管の水漏れ部分の補修（配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む）
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修（スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む）
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替（便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。）

2 応急修理の基本的考え方

- (1) 大雨の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - (例) ○ 壊れた屋根の補修（屋根葺き材の変更は可）
 - 壊れた便器の取り替え（× 洗浄機能等の付帯したものは不可）
 - 割れたガラスの取り替え（取り替えるガラスはペアガラスでも可）
 - × 壊れていない便器の取り替え
 - × 古くなった壁紙の貼り替え
 - × 古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・ 壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠くことのできない部分の破損箇所である場合にのみ対象とする。
 - ・ 壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - (例) × 壊れた石膏ボードのみの取り替え
 - × 畳や壁紙のみの補修
 - 屋根の下地材が損傷し、雨漏りによって破損した床と畳の取り替え
- (3) 修理の方法は代替措置でも可とする。
 - (例) ○ 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) 家電製品は対象外である。

図 1 住宅の応急修理の手続き及び流れ



災害救助法の住宅の応急修理申込書

〇〇〇〇市町村長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

【被害を受けた住宅の所在地】 _____

【現在の住所】 _____

【現在の連絡先（TEL）】 _____（自宅・携帯・勤務先・その他）

【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生（ 歳）

【氏 名】 _____ 印（自署の場合は押印省略可）

1 被災日 令和 年 月 日

2 災害名 （ 令和2年7月豪雨 ）

3 住宅の被害の程度（「り災証明書」等に基づき、被害の程度に“○”を付けてください。）
・ 全 壊 ・ 大規模半壊 ・ 半 壊 ・ 準半壊

4 被害を受けた住宅の部位（※該当箇所に○をつけてください。）
・ 屋根 ・ サッシ ・ 柱 ・ 上下水道の配管
・ 床 ・ ガスの配管 ・ 外壁 ・ 給排気設備の配管
・ 基礎 ・ 梁 ・ 電気、電話線、テレビ線の配線
・ トイレ ・ ドア ・ 浴室 ・ 窓
・ その他（ _____ ）

※ 別添「住宅の被害状況に関する申出書」で修理対象箇所を記入してください。

5 応急仮設住宅の利用について（※該当箇所に○をつけてください。）
・ 利用しない ・ 申請している（予定）※応急修理と重複して利用できません。

（添付書類）

- ・ り災証明書
- ・ 施工前の被害状況が分かる写真
- ・ 資力に関する申出書（第2号様式）※半壊・準半壊の場合
- ・ 修理見積書（第3号様式）※後日提出可だが、工事決定に必要
- ・ 所有者の同意書※借家の場合

受付欄

住宅の被害状況に関する申出書
(住宅の応急修理に関する参考資料)

令和 年 月 日

○ ○ 市町村長 あて

住所 _____

氏名 _____

※ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度とは、自らの資力で修理を行うことができず、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

1 応急修理対象箇所について

修理を希望する箇所は以下の部分です。

※ この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下です

修理対象箇所 _____

2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※ 床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。)

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※壁の構造は、 ① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）
② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）
③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ からなっています。)

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。

4 屋根について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

(※屋根の構造は、小屋組＋屋根の下地材＋表面の仕上材からなっています。)

- 屋根の下地材 が壊れている。
- 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被害があり、1室以上を使用できない。
- 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水被害が軽微 → 制度の対象外です。

様式第2号

資力に関する申出書

〇〇市町村長 様

私、_____は、（ 令和2年7月豪雨 ）のため、住家が（ 半壊・準半壊 ）しております。

住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

令和 年 月 日

申出者

被害を受けた住宅の所在地

現住所

氏名

印

（自署による場合は押印省略可）

修 理 見 積 書

(全壊 大規模半壊 半壊 **準半壊**)

※ 市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に○をつけてください。

見 積 金 額 (総 工 事 費) 0 円 - (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分) 0 円 - (消費税込) (※1)

見積金額(被災者負担分) 0 円 - (消費税込)

工 事 名 称	金 額 (消費税込)		備 考
		うち応急修理対象分 (消費税込) (※2)	
①	0 円	0 円	
②	0 円	0 円	
③	0 円	0 円	
④	0 円	0 円	
⑤	0 円	0 円	
	0 円	0 円	
合 計	0 円	0 円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、半壊の場合： 595,000円

準半壊の場合： 300,000円

※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付（※修理業者指定の様式で可。）すること

上記のとおり見積書を提出します。（※修理業者記入）

令和 年 月 日 住 所
 会社名
 電話番号
 代表者名

印

上記の見積書を確認しました。（※修理申込者記入）

令和 年 月 日 住 所
 氏 名

印

(※市町村記入欄)

市町村名	受付番号	受付担当者名

応 急 修 理 依 頼 書

_____ 様

〇 〇 市町村長

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理するよう依頼しますので、工事完了後、速やかに「工事完了報告書」を提出してください。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承願います。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

（添付書類）

修理見積書（写）

令和 年 月 日

応急修理実施連絡書

_____ 様

〇 〇 市町村長

被災された次の住宅について、別添のとおり応急修理するよう依頼しましたので、連絡します。

なお、工事内容の最終確認の結果、経費によっては応急修理の対象外となる場合もありますのでご了承ください。

1 被災された方の住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 依頼工事の見積額 金 _____ 円（応急修理分）

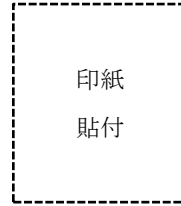
5 応急修理実施予定期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

（添付書類）

応急修理依頼書（写）、修理見積書（写）

請 書



- 1 件 名 : ○○○○○邸 応急修理業務
- 2 履行場所 : ○○市△△△ □—○—△
- 3 履行期間 : 令和元年 月 日から令和元年 月 日まで
- 4 契約金額 : 金、 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)
- 5 契約保証 : 免除
- 6 請求条件 : 市の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金の
支払を請求する。
- 7 支払方法 : 完了後払
- 8 申込書受付番号 : 令和 年 月 日 第 号

○市契約規則、関係書類（応急修理見積書、修理依頼書等）、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和元年 月 日

○○○○市長 ○ ○ ○ ○ 様

受注者 : 住所

氏名

令和 年 月 日

工事完了報告書

〇 〇 市町村長 様

(施工業者)

次の被災者住宅について、別添修理見積書（写）のとおり応急修理を完了しましたので、報告します。

1 被災者住所・氏名

住所 _____

氏名 _____

2 対象住宅所在地

3 受付番号

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- ・修理見積書（写）
- ・工事写真（施工前、施工中、施工後）

借家の応急修理に係る所有者の同意書

〇〇市町村長 様

私が所有する下記の物件について、修理を行うことができませんので、災害救助法に基づく住宅の応急修理を行うことに同意します。

記

1 対象住宅の所在地、物件名、居室番号

2 所有者が修理を行うことができない理由

※借家等は通常はその所有者が修理を行うものであるため、修理を行うことができない理由を詳しく記入してください。

令和 年 月 日

(所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

上記借家の応急修理が完了し生活が可能となった場合は、当該借家に居住します。

令和 年 月 日

(被災者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(自署による場合は押印省略可)

※受付後は最後に綴ってください。

受付番号	〇〇〇第	号
申込者		

「住宅の応急修理」申込チェックシート

【必要書類】

- 必要書類はそろっていますか？ ※順番どおりに綴ってください。
- 申込書（※申込書は「り災証明書」の世帯主になっていませんか？）
 - 住宅の被害状況に関する申出書
 - り災証明書（写し）
 - 施工前の被害状況が分かる写真
 - 修理見積書（※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。）
 - 資力に関する申出書
 - 借家の応急修理に係る所有者の同意書（借家の場合）

【対象者要件】

- 「被害の状況」は準半壊以上ですか？（り災証明書を確認）
- 全壊 大規模半壊 半壊 準半壊
- 応急仮設住宅を利用する予定はないですか？
- 利用しない 申請している（予定）

【修理見積書依頼状況】

- 依頼済・・・・・・・・・・分かる範囲で記載
- 未依頼（修理業者の当てはある）
- 未依頼（修理業者を探している段階）

修理業者名：

修理業者への応急修理の説明： 未 済
 （修理見積書、写真、誓約書、業者願書、債権者登録の説明を忘れずに）

工事完了： 済 、工事中： 頃に着工、 未定

受付担当者	
-------	--